

岐阜県食品安全行動基本計画(第5期)見直しについて

1 背景

本計画は、計画期間を令和6年度から5年間とし、社会情勢の変化や関係法令の改正等があった場合は、必要に応じて見直しを行うこととしています。

令和7年度末にぎふ農業活性化基本計画が策定されたことに伴い、ぎふ清流 GAP や地産地消など、本計画に記載している施策並びに指標の変更が必要となりました。

そこで、この機会に他の指標等についても必要な見直しを行うこととしました。

2 ぎふ農業活性化基本計画の策定に係る見直し

(1) 施策の見直し

- 施策の方向3「将来にわたる安全な食生活の確保」の1「県内産農林畜産物の生産・消費の推進」で設定されていた(1)「環境にやさしい農業の推進」と(2)「地産地消の推進」の2つの施策を(1)「環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり」に集約しました。

(2) 事業の見直し

- 施策の方向2-3-(1)「食品の安全に関する各認定制度の普及推進」に「岐阜県版みどり認定制度(仮称)の推進」を追加しました。
- 施策の方向3-1-(1)「環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり」の主な事業を以下のとおり整理しました。

- ・環境保全に取り組む農業者への支援
- ・朝市・直売所や飲食店、量販店等への支援
- ・消費者視点に立った地産地消の推進
- ・学校給食における県産農産物の利用の推進

- その他、コラボレーションや岐阜県からのメッセージ等についても見直しを行いました。

(3) 数値目標の見直し

- 施策の方向2-3-(1)「食品の安全に関する各認定制度の普及推進」に新たな指標「岐阜県版みどり認定制度（仮称）取組面積」を追加しました。

・みどり認定について

「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷を低減し持続可能な農業を実現することを目的として、化学肥料・農薬の使用低減等に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定する制度です。

・岐阜県版みどり認定制度（仮称）について

環境と調和した農業生産の取組を認定する国の制度である「みどり認定」に、生産工程を管理し、安全・安心を確保するGAPの考え方を取り入れた、新たな認定制度です（令和8年10月制定予定）。

- 現行計画の以下5つの指標については、令和8年度以降の目標値を設定せず、削除しました。

・ぎふ清流 GAP 実践率

・ぎふ清流 GAP 消費者認知度

・地産地消率

・学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）

・県内学校給食における牛乳消費量に占める県内産牛乳の使用割合（年間）

3 その他の見直し

(1) 事業の見直し

- 施策の方向1-3-(6)「環境汚染物質・環境因子対策」の「放射性物質検査の実施」を削除しました。

東日本大震災を受けてモニタリングを実施してきましたが、これまでに放射性物質の検出はなく、安全性が確認されており、検査が必要な期間は過ぎたと考えています。

- 施策の方向1-3-(11)「食品廃棄物対策」のコラボレーションの内容を修正しました。

食べきり運動の推進について、各種団体として例示されている団体のうち、具体的に連携を密に行っている団体のみとしました。

- 施策の方向2-3-(1)「食品の安全に関する各認定制度の普及推進」の県産品愛用推進宣言の店に係る記載を削除しました。

令和7年度より新規募集を停止しているためです。

- 施策の方向3-1-(1)「環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり」の「キノコ類の需要拡大に向けた調理方法等に関する消費宣伝活動の推進」について、内容を修正しました。

現在、飲食店等の事業者と生産者のビジネスマッチングを実施しておらず、当該記述を削除しました。

(2) 指標の項目や数値目標の見直し

- ダイオキシン類常時監視件数は、令和8年度以降の目標値を設定せず、削除しました。
- 薬剤耐性菌調査検体数は、指標を「薬剤耐性菌調査実施率」に変更し、令和8年度以降の目標値を100%に設定しました。
- ぎふ食べきり運動協力店登録店舗総数は、令和8年度以降の目標値を引き上げました。
(R8 : 1,365→1,435、R9 : 1,400→1,450、R10 : 1,435→1,466)
- 「県産品愛用推進宣言の店の新規指定数」は、令和8年度以降の目標値を設定せず、削除しました。

(3) その他変更

- 組織改正に伴い課名や関係機関の業務内容を修正しました。